

○河北郡市広域事務組合廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第24号

改正 平成17年12月22日 条例第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生抑制及び再利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、資源の有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって住民の豊かで快適な環境の形成に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 事務所、事業所、官公署、学校、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。
- (2) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること。又は資源として利用することをいう。
- (3) 資源ごみ 再利用を目的として分別して収集する物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (5) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (6) 粗大ごみ 規則で定める長さ又は重量が比較的大きい家庭系廃棄物をいう。

(理事会の責務)

第3条 理事会は、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、生活環境の清潔の保持に努めなければならない。

- 2 理事会は、前項の施策の実施にあたっては、住民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。
- 3 理事会は、第1項の責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究及び技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うにあたり、廃棄物の減量化に努め、廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、理事会が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 住民等の参加及び協力

(住民等に対する支援等)

第6条 理事会は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する住民、事業者及び地域団体等の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他の必要な支援を行い、その育成に努めるとともに、これらの者の意見を施策に反映できるよう努めなければならない。

(相互協力)

第7条 理事会、住民、事業者及び地域団体等は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力し、連携しなければならない。

第3章 廃棄物の減量化の推進

(分別収集による資源回収の徹底等)

第8条 理事会は、再利用に配慮した資源ごみの分別収集により資源回収の徹底を図るとともに、本組合の処理施設内の廃棄物のうち有用なものを再利用し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請等)

第9条 理事会は、再利用を促進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(長期間使用可能な製品、容器等の開発等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと、並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(再利用の容易性の自己評価等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用が容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

(再生資源の利用)

第12条 事業者又は建設工事の発注者は、その事業又は建設工事の発注を行うに際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用可能な物の分別の徹底等)

第13条 事業者は、再利用が可能な物の分別の徹底、複数の事業者の協力による資源回収その他の再利用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域団体等による自主的な活動への参加等)

第14条 住民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による再利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(包装、容器等の適正化)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る適正な基準を設定すること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、商品の販売等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を住民が選択できるよう努めなければならない。

3 理事会は、包装、容器等の適正化を推進するため、事業者及び住民の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求めること等の措置を講じなければならない。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画)

第16条 理事会は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づ

き、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 理事会は、前項に規定する一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公表しなければならない。一般廃棄物処理計画を変更したときも同様とする。

(家庭系廃棄物の自己処分)

第17条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物内の家庭系廃棄物で容易に処分することができるものを生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬、処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に規定する基準に従わなければならない。

(家庭系廃棄物の搬出等)

第19条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物内から排出される家庭系廃棄物のうち、自ら処分し、又は再利用しない家庭系廃棄物（臨時かつ多量の家庭系廃棄物及び犬、猫等の死体を除く。）については、理事会が指示する定期の収集日時に所定の場所又は所定のごみ集積場に搬出しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第20条 理事会は、一般廃棄物のうちから、本組合が適正に処理することが困難であるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 理事会は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその回収等の措置をとるよう要請することができる。

(一般廃棄物の排出禁止等)

第21条 占有者等は、本組合が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有毒性、危険性、有害性若しくは引火性のある一般廃棄物又は著しい悪臭を伴う一般廃棄物
- (2) 特別管理一般廃棄物
- (3) 前条第1項の規定により指定された適正処理困難物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本組合が行う処理に支障を及ぼすおそれのある一般廃棄物
- (5) その他理事会が別に定める一般廃棄物

(事業系廃棄物の処理)

第22条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(勧告)

第23条 理事会は、占有者等が第19条若しくは第21条の規定に違反していると認めるとき、又は事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(一般廃棄物搬入の届出等)

第24条 本組合の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等、事業者又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、理事会の定めると

ころにより、理事会に届け出なければならない。

- 2 理事会は、前項の規定による届出を受理した場合において、当該届出に係る一般廃棄物が、別に定める搬入基準に適合していないと認めるとき、又は当該搬入しようとする廃棄物が当該届出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(収集指定袋等)

第25条 家庭系廃棄物（粗大ごみを除く。）のうち可燃性のものについては、理事会が指定するごみ袋（以下「収集指定袋」という。）に収納し、収集形態に応じて理事会の指示する場所に搬出しなければならない。

- 2 事業系廃棄物のうち可燃性のものについては、理事会が認定するごみ袋（以下「認定袋」という。）に収納し、収集形態に応じて理事会の指示する本組合の処理施設に搬入しなければならない。

- 3 収集指定袋の指定基準及び認定袋の認定基準については、理事会が別に定める。
(粗大ごみ処理券)

第25条の2 粗大ごみについては、粗大ごみ処理券（以下「処理券」という。）を当該廃棄物に貼り付け、収集形態に応じて理事会の指示する場所に搬出しなければならない。

- 2 前項の処理券に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(手数料の徴収)

第26条 理事会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、一般廃棄物の処理に関し、次条に定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料)

第27条 手数料は、別表のとおりとする。

(手数料の納入)

第28条 前条に規定する手数料は、収集指定袋又は処理券の購入による方法で納入するものとする。

(手数料の減免)

第29条 理事会は、天災、火災その他の理由により特に必要があると認めるときは、前条に規定する手数料を減免することができる。

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第30条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることがないように適切な管理をしなければならない。

(土地の管理)

第31条 土地を所有し、又は管理する者は、その土地の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることがないように必要な措置を講じなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第32条 缶、瓶等で飲食物を販売する者は、空き缶、空き瓶等が散乱しないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 理事会は、空き缶、空き瓶等の散乱を防止するため、住民の意識の啓発を図るとともに、これらの回収を促進するために必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第33条 理事会は、第31条又は前条第1項の規定に違反し、地域の清潔を著しく害していると認める者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第6章 雑則

(報告の徴収等)

第34条 理事会は、法第18条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第35条 理事会は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、本組合の職員に、事業者の事務所、事業所等のある土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正な処理に関し必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日条例第7号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

別表 (第27条関係)

区 分	手数料
収集指定袋 大	1枚につき40円
収集指定袋 中	1枚につき20円
収集指定袋 小	1枚につき12円
粗大ごみ処理券	1枚につき800円